

## **入札監理小委員会における審議の結果報告** **法務省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務**

法務省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成27年3月までの1年間を期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### **1. 運用管理業務の引継ぎについて**

#### **【論点】**

- 1) 運用管理業務の引継ぎの費用について、新受託者のみが負担することとされ、旧受託者の負担がなく、バランスを欠いているように見える。引継ぎの費用負担については、次期運用管理業務の入札の際の競争性にも影響することから、旧受託者と新受託者の各々がそれぞれ費用を負担することとすべきではないか。
- 2) 新受託者への事務引継ぎはしっかりと行われる必要があり、旧受託者より必要な協力が得られる旨を明確にすべきではないか。

#### **【対応】**

- 1) について
  - 事務引継ぎに要する費用については、旧受託者と新受託者の双方が応分の負担をすることを明確化（実施要項案 14～15/86 頁、37/86 頁、52～53/86 頁）。
- 2) について
  - 「引継ぎの期間は、当該業務に必要な知見等の移転が完了するまで行う」とし、しっかりとした引継ぎが行われるべき旨を明確化（実施要項案 14～15/86 頁）。
  - 旧受託者から新受託者への事務引継ぎが円滑に行われるよう、法務省が必要に応じて協議に加わる旨を追記（実施要項案 15/86 頁）。

### **2. 意見募集結果を踏まえた対応について**

平成25年10月16日から10月29日の間の意見募集の結果、2者から実施要項（案）の内容について8件の意見が寄せられた。意見を踏まえ、本業務の対象となるシステムの明確化やシステムエンジニアが作業拠点に常駐する必要がある点、現行受託者と連携する必要が生じた場合の責任や負担の明確化等、必要な修正を行った（49/86 頁、52/86 頁）。

以上